

## ○河北郡市広域事務組合職員の特殊勤務手当の支給に関する規則

制定	平成17年4月1日	規則第3号
改正	平成18年4月1日	規則第7号
	平成27年4月1日	規則第1号
	令和5年4月1日	規則第4号

(目的)

**第1条** この規則は、河北郡市広域事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例（平成17年河北郡市広域事務組合条例第3号、以下「条例」という。）に定める特殊勤務手当（以下「手当」という。）の支給について定めることを目的とする。

(手当の支給)

**第2条** 条例第1条第2項に定める職務の主な内容は、おおむね別表のとおりとする。

2 前項の規定により手当を支給される職員が、勤務時間外において前項で定める職務に従事した場合には、本手当の他、時間外勤務手当を別途支給する。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成18年4月1日規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成27年4月1日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（令和5年4月1日規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

## 別表

1 一般廃棄物処理施設及び下水汚泥処理施設従事職員の特殊勤務手当

(1) 河北郡市浄化センター

ア 受入・前処理設備の点検保守及び修繕業務（ただし、中央制御室における業務を除く。）

イ 汚泥脱水設備の点検保守及び修繕業務

ウ 下水道投入設備の点検保守及び修繕業務

エ 水質管理業務

オ 敷地内の安全管理及び改善管理業務

(2) 河北郡市クリーンセンター

ア 焼却設備の点検保守及び修繕業務（ただし、中央制御室における業務を除く。）

イ 発電及び余熱利用設備の保守及び修繕業務（ただし、中央制御室における業務を除く。）

ウ 各計装機器及び分析計の点検保守及び修繕業務

エ クレーンの点検保守及び修繕業務（ただし、中央制御室における業務を除く。）

オ 灰の管理及び運搬業務

- カ 灰及び不適物処理設備の点検保守及び修繕業務
- キ 受入誘導監視業務
- ク 敷地内の安全管理及び改善管理業務
- (3) 河北郡市リサイクルプラザ
  - ア 破碎選別設備の点検保守及び修繕業務（ただし、中央制御室における業務を除く。）
  - イ 容器包装・資源ごみ処理設備の点検保守及び修繕業務
  - ウ 仕分け業務
  - エ 受入誘導監視業務（ただし、計量棟における業務を除く。）
  - オ 重機及び各機器の点検保守及び修繕業務
  - カ 処理物の運搬業務
  - キ 敷地内の安全管理及び改善管理業務
- (4) 河北郡市最終処分場
  - ア 浸出水処理施設の点検保守及び修繕業務
  - イ 覆土及び埋立業務
  - ウ 重機及び各機器の点検保守及び修繕業務
  - エ 仕分け業務
  - オ 水質管理業務
  - カ 敷地内の安全管理及び改善管理業務
- (5) 河北郡市灰埋立場
  - ア 浸出水処理施設の点検保守及び修繕業務
  - イ 覆土及び埋立業務
  - ウ 重機及び各機器の点検保守及び修繕業務
  - エ 水質管理業務
  - オ 敷地内の安全管理及び改善管理業務
- (6) 河北郡市広域汚泥焼却灰中間貯留場
  - ア 浸出水処理施設の点検保守及び修繕業務
  - イ 覆土及び埋立業務
  - ウ 重機及び各機器の点検保守及び修繕業務
  - エ 水質管理業務
  - オ 敷地内の安全管理及び改善管理業務

## 2 建設機械運転業務従事職員の特殊勤務手当

- (1) 河北郡市最終処分場、河北郡市灰埋立場又は河北郡市広域汚泥焼却灰中間貯留場におけるコンパクト、ブルドーザ又はタイヤショベルの作業運転業務